

文京区自殺対策計画の策定について

1 趣旨

平成28年改正自殺対策基本法第13条第2項に基づき、市町村は自殺対策計画の策定が義務付けられた。区は、平成29年7月閣議決定された新たな自殺総合対策大綱や国の示す市町村自殺対策計画策定の手引き、今後策定される東京都の自殺総合対策計画を踏まえ、区における自殺対策計画策定検討会議を設置し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進するため、文京区自殺対策計画を策定する。

2 計画策定の概要

- (1) 計画期間 平成31年度から平成35年度まで（5年間）
- (2) 検討体制
 - ア 文京区自殺対策計画策定検討会議の設置及び検討
委員構成：学識経験者、保健・医療・教育・労働・警察・消防の関係者、区民代表者
 - イ 文京区自殺対策連絡会による検討

3 策定スケジュール(予定)

平成30年7月～9月	文京区自殺対策計画策定検討会議の設置 第1回文京区自殺対策計画検討会議の実施
10月～12月	第2回文京区自殺対策計画検討会議の実施
平成31年1月～3月	第3回文京区自殺対策計画検討会議の実施 文京区自殺対策計画の素案作成 2月定例議会報告（素案の報告）
4月～6月	パブリックコメント 第4回文京区自殺対策計画検討会議の実施 6月定例議会報告（最終案の報告）
7月	文京区自殺対策計画の策定